



RegTech コンプライアンス・第三者委員会  
～ 企業が自力で知財訴訟に備えるために～



RegTech インハウス・フォレンジック調査ソリューション

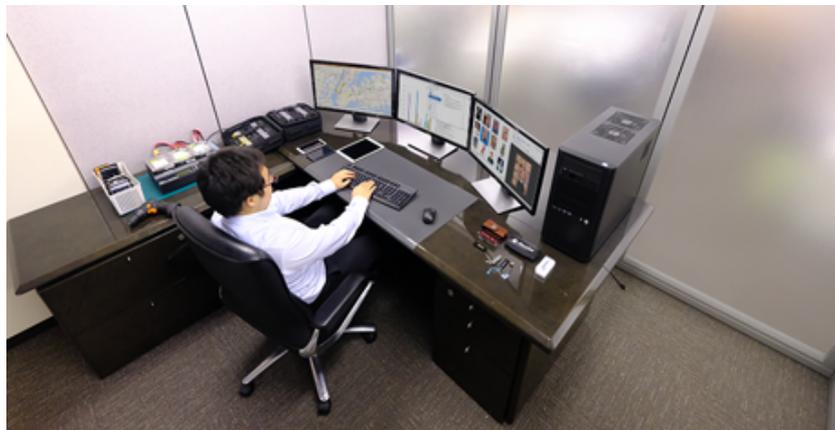


# AOS Forensics ルーム 知財訴訟 調査事例

リーガルテック株式会社  
an **AOS** company

日本は、2002年に小泉純一郎首相が知財立国宣言をして、2003年には、知財基本法を制定して、知財戦略本部を設立して知的財産の創造、保護を推進してきました。企業が知財訴訟を起こされると、的確に証拠を提出できるかどうかによって訴訟の勝敗が決まります。近年では、多くの証拠は、メールや文書ファイルなどのデジタルデータに記録されており、デジタルデータの証拠調査能力を高める必要があります。特に、米国訴訟に巻き込まれた場合は、デジタルデータの証拠提出を求められるケースが多く、どのような対応能力を企業が備えているかが、訴訟の行方を大きく左右します。企業訴訟に対応するための有効な手段としてデジタルフォレンジックが注目されています。デジタルフォレンジック調査を行うと、必要な証拠データを効率よく検出することができ、勝訴のために必要な資料を提出できるようになります。

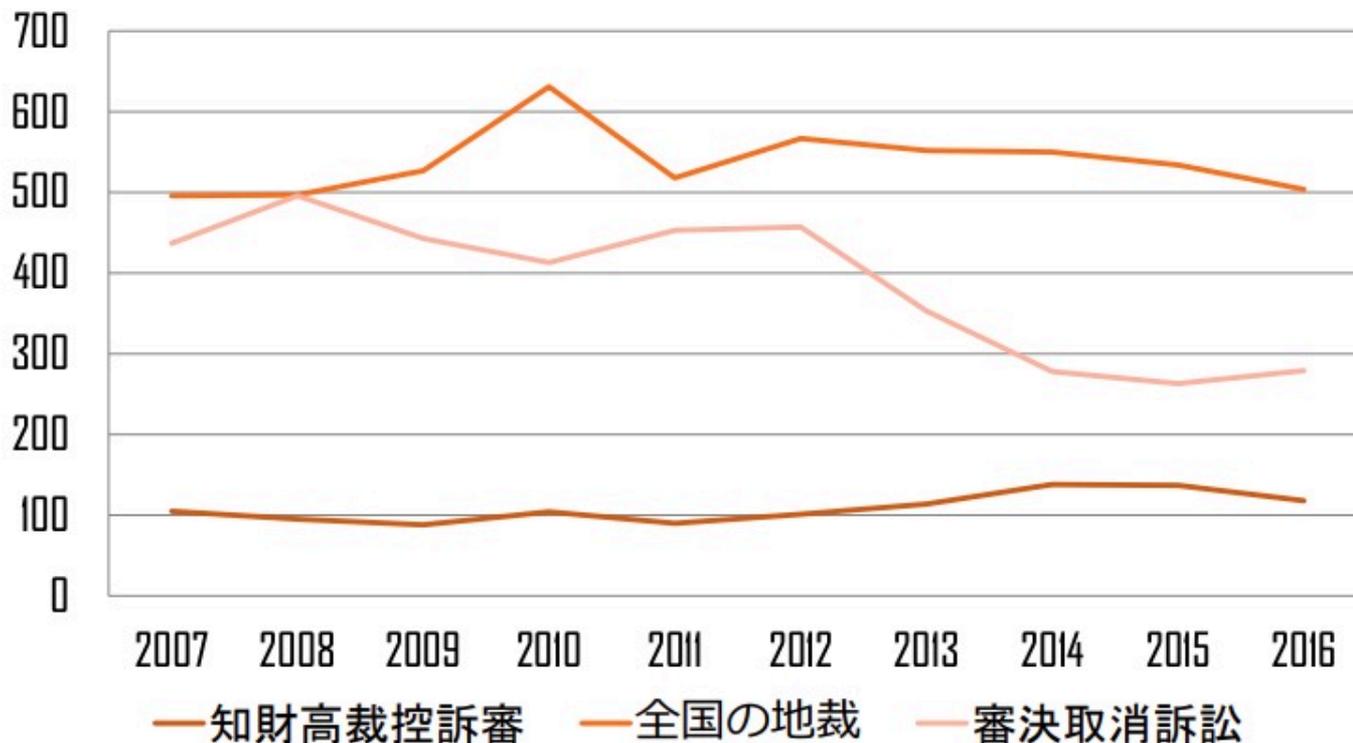
## インハウス・フォレンジックソリューション AOS Forensics ルーム



「AOS Forensicsルーム」は、企業内において、デジタル証拠を抽出することを目的として、企業内に設置されるフォレンジック調査官が作業を行うための専用ルームです。リーガルテック社は、AOS Forensicsルームの設立のためのコンサルティングからフォレンジックツールの選定、使い方のトレーニングを提供し、より高度なフォレンジック調査サービスを通じて、インハウス・フォレンジックルームの設置を支援いたします。

## 知財侵害件訴訟数は年間500件前後

国内の知的財産侵害訴訟は、年間500件程度で推移しています。



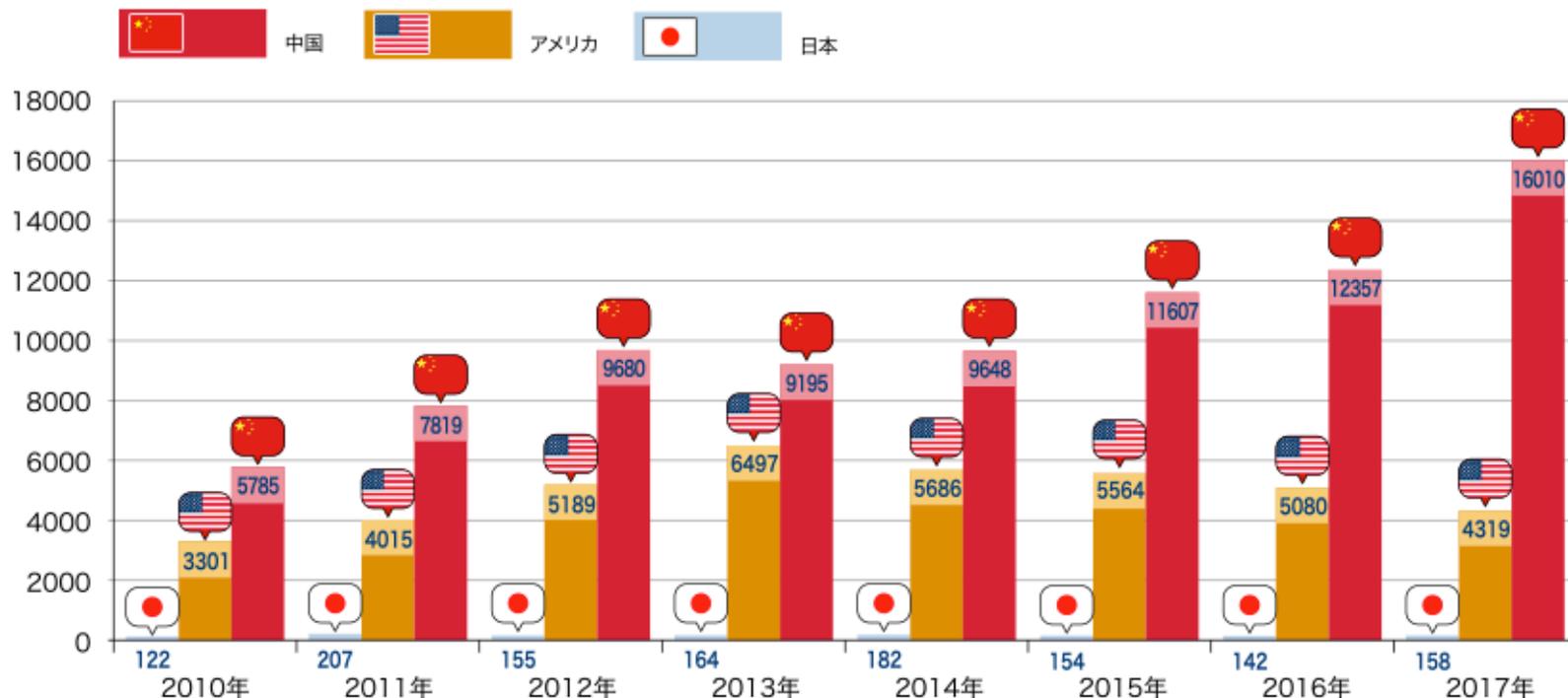
知財訴訟の新規受付件数

(最高裁)

# 日米中における知財訴訟件数推移

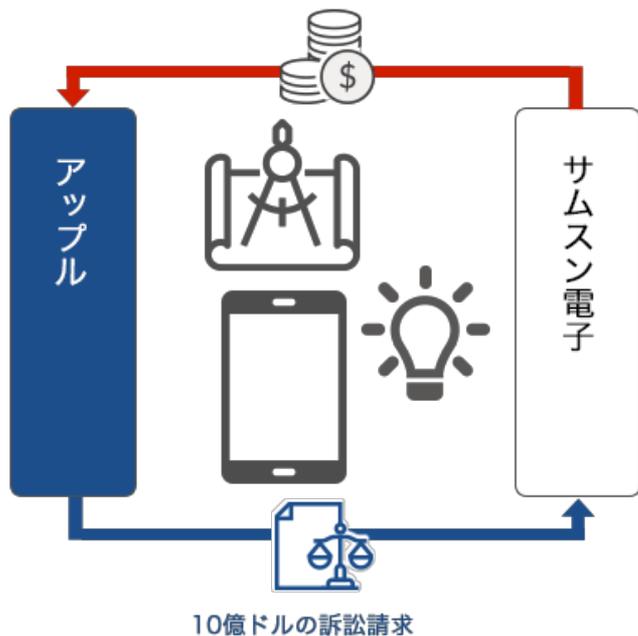
知財訴訟件数は米国が日本の約30倍、中国が約100倍

知財訴訟件数の国際比較では、日本の場合は、地裁での知財訴訟件数が120~200件で推移しているのに対して、米国では、3,300~6,500件、中国では、5,700~16,000件で推移しています。



日米中による知財訴訟の推移

5億3900万ドルの支払い

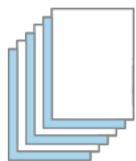


## アップルにサムスンが590億円を支払うように命令

2011年から始まったアップルとサムスン電子のスマートフォンの特許を巡る訴訟は、7年越しの法廷闘争となり、サムスは、一度は、アップルに3億9900万ドルを支払いましたが、その額が大きすぎるとして、再審査を求め、最終的には、サンノゼの米連邦地方裁判所は、サムスンがアップルに対して、約5億3900万ドル(約590億円)を支払うように命じました。

訴訟の焦点となったのは、デザイン特許がスマートフォンのどの部分にまで及ぶかという点でしたが、今回の訴訟でアップルは、10億ドルの支払いを求め、サムスン側は、2800万ドルが妥当だと訴えていましたが、最終的には、その間の5億3900万ドルで決着しました。

スマートフォンのデザイン特許の知財訴訟



3億5200万ファイル



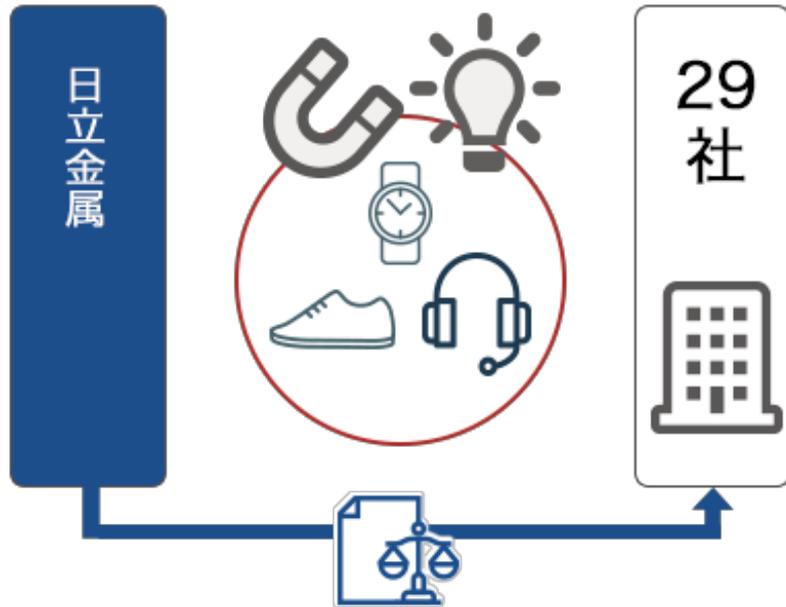
6千万回検索



25法律事務所

この知財訴訟で証拠開示されたアップル側のドキュメント量は、約3億5,200万ファイルにおよび、6千万回の検索が行われ、25の法律事務所が75件の訴訟に対応し、4億ページのレポートが作成されました。

## 日立金属が特許侵害で29社に輸入と販売差し止めを要求



BOSEやアディダスなど29社に輸入と販売の差し止め要求

日立金属は、希土類焼結磁石に関する特許を800件程度所有しており、この特許を使わないとオーディオ機器やスポーツ用品などに幅広く使われている磁石が作れないということで、2012年8月20日にBOSEやアディダス、BOSCHなどの名だたる企業29社を相手に米国の国際貿易委員会に輸入と販売の差し止め要求を出しました。日立は、29社を、いっぺんに提訴したので、証拠開示に非常に手間がかかりました。これは、米国で争われた事例ですので、eディスカバリの対象となり、大量の証拠データの開示義務が双方に発生しました。この事例の場合、元の特許が最初に出願されたのは、かなり、前のことなので、昔のデータを探し出して、開示をしなければいけないということで、非常に手間がかかりました。最終的には、2013年の6月に日立金属は、提訴した29社のほとんどと和解したということで、提訴を取り下げ、勝利することができました。

企業が知財訴訟の対策として、AOS Forensics ルームを活用するメリットとして、予防法務としてのメリット、早期発見のメリット、事後対策としてのメリットの3つがあります。



## 予防法務としてのメリット

知財訴訟対策として、AOS Forensics ルームを導入することによる予防法務のメリットは、権利侵害の調査能力を高めることで、権利侵害を回避し、知財訴訟を未然に防ぐことです。



## 早期対策のメリット

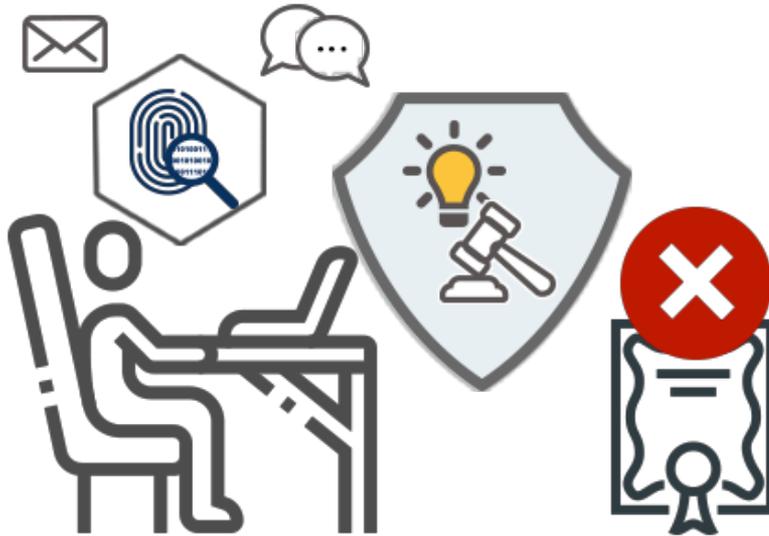
知的財産の権利侵害の兆候が検出された場合に、専用のフォレンジック調査室があり、権利侵害証拠の早期発見能力を高めていること重要です。これにより、知財訴訟による和解を早期に実現し、損額を最小限に食い止めるというメリットが出ます。



## 事後対策のメリット

知財訴訟が起こされた場合には、迅速な対応が求められます。社内にフォレンジック調査室を備えておくことで、事後に権利侵害の有無をしっかりと調査し、訴訟対応を迅速に、しかもローコストで行えるというメリットがあります。

## AOS Forensics ルームでの作業プロセス（予防法務）



## 予防法務としてのメリット

迅速の予防調査を社内で行える

AOS Forensics ルームを導入することにより、企業は、事前に権利侵害の調査を社内で行えるようになります。

意図的な権利侵害の有無を事前に調査するためには、メールやチャットの定期的な監査が有効な対策となります。

インハウス・フォレンジックとして、AOS Forensics ルームを導入すれば、外部の専門家に依頼しないでも、企業が社内でフォレンジック調査を行うことができるようになり、迅速に対応が可能となります。

また、オプションのリーガルサーチを導入しておくことで、知財検索を迅速に行うことができるようになり、権利調査を実施することでが予防法務につながります。

## AOS Forensics ルームでの作業プロセス（早期発見）



## 早期対策のメリット

専用の証拠開示スタッフを常駐させて迅速に対応

知財訴訟を起こされた場合は、侵害の有無を迅速に調査し、侵害の有無が確認できたら、早期の和解に持ち込むことが権利侵害による被害を最小限に抑えるために必要となります。

特に、米国で知財訴訟に巻き込まれるには、電子データの証拠開示が必要となり、迅速な対応が求められます。早期対策のための有効な手段は、社内でeディスカバリに対応できる専用のフォレンジック調査室を設置して、自社で証拠開示能力を備えておくことが、有効な対策となります。大量の電子データの中から権利侵害の調査を行うには、専門的なツールとツールを扱えるスタッフが必要となります。AOS Forensicsルームを設定しておけば、外部に多額の費用を払って、証拠開示の手続きを行うことを回避することができ、大幅なコスト削減と訴訟対応の時間短縮が可能となります。



## AOS Forensics ルームでの作業プロセス（事後対策）



## 事後対策としてのメリット

社内のデジタル証拠の調査で迅速に対応

知財訴訟を起こされた場合に自力でデジタルデータの証拠調査能力を備えておくことに大きなメリットがあります。

権利侵害訴訟が起こされた場合、客観的な状況を証明できるデジタル証拠が検出できないと、裁判で不利な展開になります。また、意図的な証拠データの削除は裁判官の心証を悪くし、時には多額の賠償金を請求されることもあります。このような状況で社内でデジタルフォレンジックの調査チームを設置していると、証拠となるデジタルデータの検出が可能となり、客観的な証拠を持って、裁判で戦うことが可能となります。



フォレンジック調査は、初期調査、データ収集(保全)、データ処理・解析、レビュー、報告の5つのプロセスで行います。初期調査では、調査対象となる機器を特定し、保全対象の優先順位を決定します。そして、調査対象となった機器の証拠性を損なわないようにコピーを行います。収集したデータをフォレンジックツールで処理し、復元、検索、分類などの解析作業を行います。処理されたデータをレビューし、証拠データを特定して、報告するという流れとなります。



## 初期調査

ファストフォレンジック調査により、調査開始時に調査の対象にしようとしている機器のデータの状態を速やかに把握し、保全対象と優先順位を決定します。



## データ収集(保全)

調査対象機器内の証拠性を損なわないように、データの収集を行います。削除されたデータの復元が必要になる場合は、ディスクイメージの収集が必要となります。



## データ処理・解析

収集したデータの解析、復元、検索、分類等を行います。優れたツールを駆使することにより、証拠調査能力を高め、迅速な分析ができるようになります。



## レビュー

証拠を特定します。場合に応じて、レビュープラットフォームを使用します。最新のツールを駆使すれば、レビュー時間を大幅に削減することができます。



## 報告

報告書及び、報告用の最終成果物をまとめます。ケースに応じた報告書のフォーマットを活用することで、包括的な報告書を効率よく作成できます。

AOS Forensicsルームは、フォレンジック調査ソフトやハードウェアをコンポーネントで構成されたシステムとして提供し、調査室の設置、システムの使い方、フォレンジック調査の方法、調査官の教育及び研修、調査支援などを行いインハウス・フォレンジック調査室の構築を支援します。

- フォレンジックルーム設置支援
  - ルーム運用規定の策定支援
  - フォレンジック調査用ハード/ソフトウェアの選定と調達
  - 作業環境の構築支援
- フォレンジックトレーニング
  - 管理者向け…インシデント発生時の対応について
  - 技術者向け…各種フォレンジックツールの使用方法について
  - レビュー管理者向け…レビューの進め方やタグ、ステージについて
- コンサルティング
  - フォレンジックの専門家がコンサルタントとしてフォレンジックルームに関する質問にお答えいたします。

## リーガルテック株式会社 会社概要

**設立** : 2012年6月  
**資本金** : 51,000,000円  
**代表取締役** : 佐々木 隆仁  
**株主** : AOSテクノロジーズ(株) 100%  
**事業内容** : VDR事業

eディスカバリ事業  
フォレンジック事業  
司法インフラ事業  
(法律検索 LegalSearch.jp)

**Web** : AOS.com  
LegalTech.co.jp

**顧問弁護士** : 吉峯 耕平 田辺総合法律事務所  
大井 哲也 TMI総合法律事務所  
金井 高志 フランテック法律事務所  
高橋 喜一 コスモポリタン法律事務所  
清水 陽平 法律事務所アルシエン  
大平 恵美 DSA Legal Solutions, Professional Corporation  
赤坂屋 潤 表参道パートナーズ法律事務所  
渥美 雅之 三浦法律事務所  
高田 佳匡 鎧橋総合法律事務所





# リーガルテック株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル 4F

TEL : 03-5733-5790 FAX : 03-5733-7012

カンパニー長 古川 宏治 k.furukawa@aos.com  
リーガルコンシェルジュ 笹野 由季子 y.sasano@aos.com

AOS.com  
LegalTech.co.jp